

古代中国にUFOは飛来していたか？（其五）

— 古典文献の基本的な使い方からの考察 —

明 木 茂 夫

（承前）
七、地方志『松滋県志』に記されたアブダクション事件？

一、はじめに

中国古典文献の中の空飛ぶ物体に関する記述を以て古代中国にUFOが飛来していた証拠だとする主張に対して、これを原典に当たりつつ客観的な立場から検証しようとする本シリーズ、前回から間が空いてしまったが、その間も同人誌等はこの話題について書き溜めていた。また全学共通科目でも何度かこのテーマで講義を行ったのだが、なんだか面白そうだ程度の気持ちでこの授業を選択した学生は、実際は漢文を読まされるので驚いたかも知れない。しかし概ね学生からの反応はよく、授業の後で話しに來たり、また私の知らないことを教えてくれたりする学生もいて、やっているこちらも楽しかった。

さて今回は地方志に記載されたあるエピソードをご紹介しますと思う。例によって、学生を含めて漢文を専門としない方々が読んでくだ

さることを想定して、基本的知識もできるだけ解説するようにしている。専門の方々には言わずもがなのことも多かるうが、あらかじめお許しを願っておきたい。

一、『松滋県志』UFO説の概要

まずは、本シリーズで何度も採り上げた王矛・王敏共著『中国文化故事物語』のこの一段にご注目いただきたい。

また清の時代の湖北省松滋県の覃氏の不思議な遭遇は、さらに研究家を驚かせるのに充分であった。「松滋県志」の記載によると、「光緒六年（紀元一八八〇年）陰曆五月八日の朝、西岩嘴の百姓の息子覃氏は、家の奥の森を足に任せて歩いていたら、前方のぼーっとした霞が異常な光で輝いていた。彼はすばやく近寄って、それに寄りかかった。すると、身体がふわふわとして雲の中に浮かんでいるようになった。耳にサツサツという音がして、ぼんやりとなり、四肢の自由がきかなくなった。しばらくして、

突然高いところから落ちたような気がして、まわりを見回すとそこは、いつものまにか山の中ではないか。なんだか、夢をみているようであったが、しばらくして、道を通りかかったきこりに事情をきかれた。『湖北省の松滋県の者だ』と答えると、きこりは『どうやって、ここまで来たんだい。ここは、君のところから五百キロあまり離れた貴州省だよ』とびつくりして言った。きこりに帰りの山道を教えてもらって、ようやく家に帰り着いたのは、それから十八日後であった。さて覃氏を移動させたものは一体何だったのだろうか。深い疑問だ¹⁾とある。言うまでもなく、覃氏が出会ったのは、空飛ぶ円盤だろう²⁾。

確かに、何百キロも離れた場所に突然移動していったというのは不思議な話であり、またそのことが地方志という、ある意味ではその地方政府の作ったオフィシャルな歴史書に掲載されているということは実に興味深い。

ところでこの一段、特に漢文の知識がなくとも、これを素直に読むだけで幾つか疑問点に気付くのだが、皆さんはいかがだろうか。例えば、「耳にサツサツという音がして」とあるが、風の擬音語としてやや不自然な気がする。中国語をご存じの方は、これは中国語の「飒飒」(sà sà) という擬音語をそのままカタカナで書いてしまった、という可能性に思い至ることであろう。本書は中国語で書かれたものの翻訳ではなく、最初から日本語で書き下ろされたものらしいのだが、こうしたところに中国語の影響が残ってしまっているのかも知れない。さらに「ようやく家に帰り着いたのは十八日後」とあるが、朝自宅の裏山に散歩に出ただけの覃氏は恐らく財布を持ってはいなかったことだ

るくに、十八日分の路銀を一体どうしたのだろうか、ということも気になる。また「覃氏が出会ったのは言うまでもなく空飛ぶ円盤」だがあるが、これだけでなぜ「言うまでもなく」と言えるのかもよく分からない。UFOピラーバーの方には言うまでもなくなのかも知れないが、私にはとてもそうは思えない。どうせオカルト的に解釈するなら、レポートーション(瞬間移動)の方がよほどしっくり来る。

そして最も疑問なのが、「それに寄りかかった」という部分である。裏山を散歩していて不思議な光を放つ物体を見かけた人間の取る行動として、「寄りかかる」というのはあまりに不自然ではないか。もし自分だったらと想像してみたい。裏山で見かけた不思議な光に、よいしょとばかりに寄りかかろうとするものだろうか。これはもしかして、原文から日本語への訳し方に問題があるのではなからうか。そう考えると、是非ともこの『松滋県志』の原文を確かめなくては来る。

他にもこのエピソードを宇宙人によるアブダクション事件と見なししているUFO研究者は多い。その代表としては中華圏のUFO研究に大きな影響力を持つ呂応鐘氏³⁾を挙げねばなるまい。呂氏は著書『UFO五千年 外星人考古学』⁴⁾第七章「清朝以降のUFO記録」の一八八〇年六月十五日の項目に於いて、

『湖北省松滋縣志』記有清光緒六年五月初八日發生的事、
 『湖北省松滋縣志』には清の光緒六年五月八日に発生した事件
 が記されている

と述べた後、『松滋縣志』の原文を引用する。さらに次のような【注釈】を付しておられる⁵⁾。

【注釋】……〔松滋県志〕の要約につき省略〕……這個事件和現代不少飛碟挾持事件完全相同、可知這是上個世紀的一次值得研究的 UFO 記錄。

〔注釈〕……………この事件は現代の空飛ぶ円盤の誘拐事件の多くと全く同じであり、研究に値する前世紀に於ける UFO の記録だと言える。

中華圏における UFO 研究者（ピリーバー）に大きな影響力を持つ呂氏が、氏の代表的著作『UFO五千年』にこの話を収めたことの意味は大きいと思う。これによってこの話が UFO の証拠として固定されたと言ええるかも知れない。本書は既に絶版であるが、本書のダイジェスト版と言える『UFO五千年史』が台湾飛碟学研究会ウェブサイトに嘗て掲載されており、サイトのリニューアル後は削除されたしまったが、現在中国のウェブ上のあちこちに転載されているので、検索すれば読むことができる。⁶ なお、ダイジェスト版『UFO五千年史』では『松滋県志』本文を引用するのみで、注釈やコメントは付されていない。

呂氏以外にこのエピソードを UFO 事件として詳細に論じている例としては、張開基氏を挙げることができる。張氏は台湾飛碟学研究会の中心人物の一人なので、当然呂氏の影響下にあると考えられる。張氏は「中国正史中の飛碟綁架事件 一八八〇年湖北省松滋県の飛碟綁架疑案探討」⁷ に於いて次のように述べておられる。

在筆者個人從中國正史中所收集到的疑似飛碟綁架事件、比較明確的大概首推一百廿年前發生在湖北省松滋縣境內的覃姓農人隨飛碟飛天的離奇遭遇最具代表性。依據湖北省「松滋縣志」上的記載、

整個事件的經過如下……

（筆者個人が中国正史中から収集した空飛ぶ円盤誘拐とおぼしき事件に於いて、比較的明確なものとしてはまず百二十年前に湖北省松滋県内で発生した、姓を覃という農民が空飛ぶ円盤とともに空を飛んだという不思議な体験を最も代表的なものとして推すべきであろう。湖北省『松滋県志』の記載に基つけば、事件の経緯は以下の如くである）

この後張氏は『松滋県志』の原文を引き、その中国語口語訳を掲載しておられる。それに続いて張氏は十二項目にわたる詳細なコメントを付しておられるのだが、ここでは紙幅の関係で私の要約によりご覧いただくと思う。⁸

一、ライト兄弟による飛行機発明以前の「一八八〇年に、高速で人を移動させる航空機は存在しなかった。

二、原文によれば彼は「未確認飛行物体」の内部に入ったとは考えられず、飛行物体に引っかかったか吸い付けられたか、もしくは本人が何らかの突起にしがみついたのかも知れない。飛行時間は決して長くなく、また飛行物体の操縦者にも悪意はなかったようである。高空から自由落下して怪我さえしていなかったのは、操縦者が何らかの力で落下速度を緩めていたのである。原文に「忽然自高墜下」とあるので、わざわざ低空まで降下して安全に彼を落としたのではない。「有一物、光彩異常、五色鮮艷」とあり、彼を乗せたまま千里も飛んだことから、これは我々の知る空飛ぶ円盤だと解釈せざるを得ない

三、彼が着地した地点は明記されていないものの、地図によると、

湖北省の松滋県から貴州省の境までは直線で約五〇六〇キロメートルあり、また文中の木こりは、「……此貴州境内、去爾処千余里矣！」と述べていることから距離に誇張はあるまい。

四、原文には彼がどれくらい空中にいた後落下したか書かれてないため、貴州省の境までどれくらいの時間で到達したかは分からない。しかし彼が両手で飛行物体の突起にしがみついていたとするならば、成人男子の体力から考えて十分間から二十分間は超えないものと思われる。

五、現代のジェット旅客機の数値からして五〇六〇キロメートルの距離を飛ぶには四〇五十分かかる。第四の点から考えて飛行物体の速度はジェット旅客機より速いはずだが、普通の肉体の農民が高速で外気にさらされていたとすると、飛行物体の速度が時速二〇三〇メートルだったならばその風速に堪えられるはずもなく、途中で落下するのではないか。

六、第五の点から推測するに、その飛行物体は機体の外部に異常があるのに気付いて、全速力ではなく故意に速度を落とし、この招かざる客に危険が及ばないようにしたため、最後は安全に落下させることができたのであろう。しかし落下した地点は既に家から五〇六〇キロメートルも離れてしまっていた。

七、一般にジェット旅客機の巡航高度は三万フィートほどで、こうした高度では気温は摂氏マイナス三〇四十度にもなり、気圧も低く空気も希薄である。この温度に加えて風圧を受ければ数分も生きられない。彼が「高处不勝寒」だったと原文には書かれていない以上、その時の飛行物体は高空を飛んでいなかったはずだ。彼

を無事に下ろすには雲程度の高度だったはずで、恐らく一キロメートル以下であつたらう。

八、しかし以上の推測にも疑問点があり、もし彼が自分から空飛ぶ円盤の突起にしがみついて高空を飛んだなら、身体がそれに耐えられるかどうかにかかわらず、「精神朦朧、身体不能自由」ということにはならないはずだ。もう一つの可能性は、その時円盤は離陸しようとして、ちょうど「空間転移」に入ろうとしていたか、もしくは「空間転移」を安全に行うために外側に一種のエネルギー形態の「バリアー」（原文は「某種能量型態構成的無形防護罩」。罩は覆い、カバーの意）を作っていて、彼が円盤に近づいた時このバリアーに包まれたのかも知れない。そのため彼が動けなくなつた瞬間に五〇六〇キロも移動し、また「精神朦朧、身体不能自由」となり、操縦者の宇宙人が異常に気付いてやつと下ろされたのであろう。

九、彼は故郷の松滋県から貴州省の境に到達したのであり、飛行して元の松滋県に戻つたのではない。このことから松滋県から貴州省への間は、空飛ぶ円盤の元々の飛行ルートの一部だったと思われる。

十、原文によると彼は最後は物乞いをしながら家に帰っており、その間十八日が経過している。地図上の五〇六〇キロの直線距離は実際には七〇八〇キロの道のりになるうから、彼が毎日三〇四十キロ歩いて十八日かかったとすれば辻褄が合う。

十一、幸い彼は宇宙人により宇宙に連れ去られることもなく、また数千メートルの高空から落とされて死ぬこともなく、高空で凍死

もせず、貴州の山中で行き倒れにもならず、最後には無事家に帰ったため、彼の経験は正史の「地方志」に掲載された。そして我々後世のUFO研究者にすばらしい研究材料を残してくれた。

十二、ここで筆者（張氏）はこれを「未確認飛行物体」（不明飛行物）ではなく「空飛ぶ円盤」（飛碟）と呼んだが、これは決して独断ではない。当時の人類は飛行機などの高速飛行物を発明しておらず、人を高空に運び、瞬間的に遠方に移動させることのできるものは円盤以外にあり得ようか。心霊現象として解釈するのは荒唐無稽（荒唐）である。また中国の正史には空飛ぶ円盤に似た記述がたくさん残されており、この件を円盤の仕業だと推論しても間違いなからう。

それにしても、たったこれだけの資料でよくここまで断定できるものだと感心する。我々の目に映る『松滋県志』の原文は張氏のご覧になったものと同じなはずだが、読む人によりずいぶん違ったものが引き出せるらしい。心霊現象（靈異鬼神）で解釈するのは荒唐だが、宇宙人や空飛ぶ円盤で解釈するのは科学的だ、というのも随分勝手な言い分だ。ただ、右に指摘した帰路十八日分の路銀という点について、物乞いをしながら帰った（沿路乞討返郷）としておられるなど、張氏が細かい点まで周到に検討なさっていることは認めてよさそうだ（原文に「丐而歸」とあることを見逃していないのだから）。

ところで右の要約に於いて、張氏が繰り返し「正史」と述べておられることにお気付きであろう。これについて張氏は文章の冒頭で次のように述べておられる。

所謂的「正史」、除了歷朝歷代朝廷中正式由史官記載的歷史以外、

由於中國的幅員遼闊、東西南北各地州、省、府、縣、甚至一城一鄉也都有著正式記載當地各種大事的歷史、被稱之為「地方志」……（中略）……這種「地方志」不但是由地方上正式的官員來主筆記載、隨時要呈報給地方首長知道、而且如果發生了重大事件、還要層層上報、甚至啟奏皇帝知曉、而其中發生在地方上特別重大的事件也會再次重覆被記錄在朝廷的正史之中；譬如重大的水、旱災及地震等等的自然災害。所以、中國歷朝歷代以來各地的「地方志」；其中重要大事是可以和朝廷正史互相印證參考的、因而也屬於正史的範圍。

（いわゆる正史は、歷代朝廷の正式な史官により記載された歴史の他に、中国の広さ故に東西南北各地の州・省・府・県から一城一郷に至るまで、当地の出来事を記載した歴史が存在する。これを「地方志」と称する。……（中略）……こうした「地方志」は地方の正式な官員により記述されるのみならず、地方の首長に随時報告され、しかも重大な事件が発生した場合などは次々と上に報告が上げられ、最後は皇帝にも奏上される。そして地方で発生した特に重大な事件は朝廷の正史の中にも記録される。例えば重大な水害・干害や地震などの自然災害がそうである。故に、中国歴代の各地「地方志」の、特に重要な事件は朝廷の正史と相互に照らし合わせて参照が可能なものであり、故に地方志も正史の範囲に入るのである）これを要するにどうも、

いわゆる「正史」は歴代王朝の史官により記録された正式な歴史書である。

これ以外に、州・省・県・郷などの地方の正式な記録があり、これを「地方志」と言う。

「地方志」は地方の正式な官吏により記録されたもので、重要事項は地方の首長から上にも報告され、朝廷の正史にも記録されることがある。

よって「地方志」も広い意味では「正史」の範囲に含まれる。という話の流れらしいのである。正史のみならず地方志の記述もそれなりにきちんと重視すべきだという話なら、それは確かにそうだと思うが、しかし多少なりとも漢文を勉強した人からすれば、「正史」と「地方志」をこのように一緒にしたるのはいかなり無理な話だ、ということも明らかであろう。重要な記録は朝廷まで上げられた、と言うが、それは当然のこと、現代でも市町村史を作れば国会図書館始め政府の関係省庁に送ることであろう。問題は、張氏がそれほどまでして「正史」を持ち出しながら、この文章には地方志である『松滋県志』しか出て来ず、他に正史の記述は一切顔を出していないことなのである。つまり、権威付けのために正史を持ち出しただけで、本来なら「中国地方志中の飛碟綁架事件」というタイトルにしても何の問題もなかったはずなのだ。残念ながら張氏の文章からは、妄想とさえ呼べるような張氏の思い入れ、ということ以外に我々に必要な情報は得られなかったようである。

三、『松滋県志』の諸版本

さてここで、不思議な光を見た覃さんが「すばやく近寄って、それに寄りかかった」という部分について考察してみよう。王氏は原文を引用せず、日本語訳文のみを掲載しておられる。しかしこれではその翻訳が正しいかどうか確かめられず、またUFOの話らしくするため訳を盛っていたとしてもそれを知る術はない。では呂氏はどうだろう。呂氏の引用する原文ではここは「即往撲之」となっている。呂氏の【訳注】に「便接近它」、即ち「すぐにそれに接近した」とあるからには、呂氏はこの「撲」を接近する・近づくと解釈なさっていることになる。一方張氏はと言うと、引用する原文でこの部分を「即往捕之」に作っておられる。これに従うなら、覃さんは「すぐに行つてこれを捕らえた」となる。これに続く張氏の「白話語訳」（口語訳）でも「他立即上前想抓住它」となっており、これは「彼は直ぐに前に出てそれを捕まえようとした」という意味である。これを整理するに、

	原文	解釈
王氏	(原文引用無し)	それに寄りかかった
呂氏	即往撲之	それに接近した
張氏	即往捕之	それを捕まえた

の如く、三者三様の書き方がなされていることになる。宇宙人飛来の証拠を古典文献に求めようとする方々は、私の経験上、古典文献の扱

いや解釈が実に杜撰であることが多い。細かいことだとは言え、これは文全体の解釈にも関わることなので、やはりおろそかにはできない。いずれが正しいのか、それを確かめる最も確実な方法は『松滋県志』の現物を確かめることだ。

さて普通ならばここで、信頼できる『松滋県志』の影印本で本文の正しい文字を示せばそれで済む話である。しかしここでは本文の検証のみが目的ではなく、UFOピラーの方々がどのような資料を見たのかを問題にする必要がある。そのためやや回りくどい説明となる点ご容赦を願いたい。私がこの件に対する調査を始めた時点に於いて、NACSIS目録や漢籍データベース等で検索し得た『松滋県志』は次の三種であった。

『松滋縣志』二十四卷 陳麟・丁楚琮等纂修、康熙三十五年（一六九六）刻乾隆印本（以下、康熙刻本と言³つ）

『松滋縣志』十二卷首一卷 呂縉雲修、同治八年（一八六九）刊（以下、同治刊本と言⁴つ）

『松滋県志』湖北省松滋県志編纂委員会編、一九八六年刊（以下、八六年本と言⁵つ）

康熙刻本と同治刊本とは年代も離れており、また内容的にも同治刊本は康熙刻本の単なる増補ではなく、両者の中身はかなり異なっている。八六年本は現代語で書かれた写真入り活字本で、康熙刻本・同治刊本のような古典的地方志とは別物である。もうお気付きのことであろう。光緒六年（一八八〇年）に起こったとされるこの事件が、それより刊年の早い康熙刻本・同治刊本に載っているはずはないのである。また中華人民共和国で発行された八六年本に、このような怪談じみた話が

載っている可能性は低い。UFOピラーの方の記す「光緒六年」という年代が誤りである可能性も考えて、念のため康熙刻本・同治刊本・八六年本の全てに目を通して見たのだが、案の定この輩さんのエピソードを見つけることはできなかった。ではこの話、UFOピラーの方々はどこから引用してきたのであろうか。同治刊本と八六年本との間に第四の『松滋県志』があるのに違いない、と予想はしたのであるが、当初は検索してもどこにも出てこなかった。こうした「神奇」「異事」の項目を含むのは古典的地方志の形式なので、清末か、遅くとも民国初頭の刊本ではないかと当たりを付けて探していたところ、かなり経ってから中華民国二十六年（一九三七）刊行の『松滋県志』があることを地方志目録で知った。二〇〇九年になって『北京師範大学図書館蔵稀見方志叢刊続編』が刊行され、これに中華民国二十六年刊の『松滋県志』をやつと見つけることができた。

『松滋縣志』十卷 楊伝松修・楊洪纂・熊世玉閱、中華民國二十六年（一九三七）鉛印（以下、民国本と言⁶つ）

というのがそれである。そしてこの本の巻九「雜綴」の「異聞」の条に、このエピソードが記載されていることを確認できた。

もちろん私がこの民国本をどういう過程を経て見つけたかなど、どうでもよいことである。しかしここでご注意願いたいのは、この民国本『松滋県志』は我が国ではもちろん、中国でもそう簡単に見られる本ではないということだ。『北京師範大学図書館蔵稀見方志叢刊続編』の収める民国本の解題には、

根據『中國地方志聯合目錄』、是志僅北京師範大學圖書館有藏、誠海内孤本。

（『中国地方志聯合目錄』によれば、この地方志は僅かに北京師範大学図書館に所蔵があるのみで、まことに天下の孤本である。）とある。この「海内孤本」というのを信するならば、民国本は中国の各地図書館に於いても所蔵が無いということになる。そうなるに非常に気になるのが、失礼ながら決して古典の専門家ではないUFOビリーバーの皆さんが、一体どうやってこの本を見たのかということなのだ。そこでさらに調べてみると、「海内孤本」とは言うものの、実は過去に一度影印発行されているらしいことが分かってきたのである。それが、

『松滋縣志』 民国本、上下冊 松滋県志編纂委員会辦公室翻印、
一九八二年十一月

というものである（図1）。八六年本の出る四年前、たぶん八六年本の編纂事業に伴って当地で影印刊行されたもので、詳細は不明だが、底本に使用されたのは北京師範大学図書館所蔵本ではなく、地元で所蔵されていた本だと思われる。そうすると、この洋装影印本が中国各地にある程度出回り、それをUFOビリーバーの誰かが見かけて、これぞUFOアブダクションの証拠だとばかりに飛びつき、何らかの形で発表し、それがさらに次々と引用されたのではないか、ということが想像できる。では最初にこれをUFO事件として採り上げたのは誰なのか、これについては現在調査中である。

四、『松滋県志』「異聞」の本文について

ではいよいよ、『北京師範大学図書館蔵稀見方志叢刊続編』により

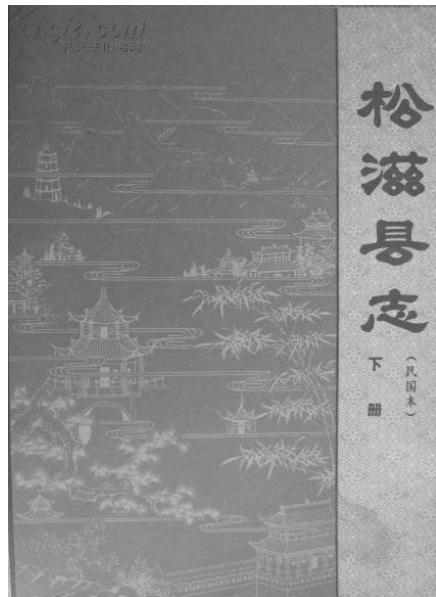


図1

西岩嘴覃某田家子也。光緒六年五月初八日晨起信步往屋後山林見叢薄間有一物光彩異常五色鮮豔即往撲之忽覺身自飄舉若在雲端耳邊颯颯有聲精神懵昧身體不能自由忽然自高墜下乃一峻嶺也覃某如夢初覺驚駭非常移時來一樵者詢之答曰余湖北松滋人也樵者吒曰子胡爲乎來哉此貴州境也去爾處千餘里矣指其途徑下山覃巧而盪抵家已逾十八日矣究不知所見爲何物吁異矣覃規風求訪

図2

問題の本文を確かめてみることにしよう。該当箇所の影印を図2に掲げた。民国本「松滋県志」巻九「雜綴」の「異聞」に曰く、

西岩嘴覃某、田家子也。光緒六年五月初八日、晨起、信步往屋後山林、見叢薄間有一物、光彩異常、五色鮮艷、即往撲之、忽覺身自飄舉、若在雲端、耳邊颯颯有聲、精神懵昧、身體不能自由、忽然自高墜下、乃一峻嶺也。覃某如夢初覺、驚駭非常、移時來一樵者、詢之、答曰、余湖北松滋人也。樵者叱曰、子胡為乎來哉、此貴州境也、去爾處千餘里矣。指其途徑下山。覃丐而歸、抵家已逾十八日矣。究不知所見為何者。吁、異矣。

書き下し文は以下のとおり。

西岩嘴の覃某は田家子なり。光緒六年五月初八日、晨起きて、歩むに信せて屋後の山林に往き、叢薄間に一物の、光彩異常にして、五色鮮艷たる有るを見る。即ち往きて之を撲つに、忽として身の自ら飄舉するを覚え、雲端に在るが若く、耳邊に颯颯として聲有り。精神は懵昧として、身體は自ら由る能はず。忽然として高き自り墜下するに、乃ち一峻嶺なり。覃某夢の初めて覺むるが如く、驚駭すること常に非ず、時を移して一樵者來り、之に詢ぬ。答へて曰く、余湖北松滋の人なりと。樵者の叱びて曰く、子胡為乎來たるや、此は貴州の境也なり。爾の處を去ること千餘里なりと。其の途徑の下山するを指す。覃丐ひて歸る、家に抵るに已に十八日を逾えり。究に見る所の何者爲るかを知らず。吁、異なるかな。

これを底本にして右の各氏の記述を比較するに、次のような異同が認められる。

呂氏

「光緒六年五月初八日」を削除し、直前の地の文に「光緒六年五月初八發生的事」と記述する。

「西岩嘴」を「西岩咀」に作る。

「耳邊」を「耳旁」に作る。

「初覺」を「初醒」に作る。

「叱曰」を「昨曰」に作る。

「境也」を「境地」に作る。

「者、吁、異矣。」を「者吁、異矣。」に作る。つまり呂氏は「吁」を「ああ」という感嘆詞ではなく、終助詞だと解釈しておられることになる。

張氏

「初八日」を「初八」に作る。

「西岩嘴」を「西岩咀」に作る。

「即往撲之」を「即往捕之」に作る。

「耳邊」を「耳旁」に作る。

「初覺」を「初醒」に作る。

「樵者叱曰」を「樵夫詫曰」に作る。

「境也」を「境内」に作る。

「究不知」以下を省略。

我々の底本とすべきは影印本であり、しかもこの民国本はその後再版や改訂が行われていないようなので、これをオリジナルと考えてよい。これに対する各氏の異同は、意図した省略を除けば、全て単なる書き誤りの類と見なして問題なからう。UFOPビリーの皆さんの引用

文をあまり信用してはならない所以である。「西岩嘴」と「西岩咀」については後述する。他の異同については、どうも張氏が呂氏の文字を引き写した感が強い。

さて問題の、覃氏が「寄りかかった」のかどうか、という点については、正解は本文が「即往撲之」であつたということだ。張氏は引用文自体を「捕」に誤っている。これは「撲」の発音が「pū」、「捕」の発音が「bū」で、発音が似ているため書き間違つたということなのだと思ふ。ところが張氏はこの誤字に基づいて、覃さんがこの未確認飛行物体を捕まえようとした、しがみついた、という話を延々となさつている。例えば、

筆者按…這是中國正史上最具代表性的「不明飛行物」事件。雖然、嚴格的說當事人並非被外星人計畫性的綁架、而是主動去捕捉「不明飛行物」、不料卻反而意外的被帶往空中。以當時中國的科學發展狀況、及當事人農夫的身分與智識水準、他沒有加上神鬼妖怪的說法、反而據實的說出自己被「不明飛行物」帶往空中、落于五、六百公里的另一省份、更增加了事件的真實性、非常具有參考及探討的價值…

(筆者の按ずるに、これは中国の正史に於ける代表的な「未確認飛行物体」事件である。厳密にはこの当事者は宇宙人により計画的に誘拐されたのではなく、自分から「未確認飛行物体」を捕捉しようとし、偶然に図らずも空中に連れて行かれたのであるのだが。しかし彼は神奇妖怪という説明を加えてはならず、逆に事実に基づいて自分が「未確認飛行物体」に連れて行かれ、五〜六〇〇キロの他の省に落ちたことを述べているのである。

これは当時の中国の科学の発達状況と、本人の農民という身分と知識水準から見て、事件の真实性を高めるものであり、これに基づいて研究するだけの価値を有するものとなつている。(

などである。しかし覃さんが謎の物体を「捕まえようとした」というこつした議論は全て、張氏自身の「捕」という誤字に基づいたものである点、まことに痛いと言わざるを得ない。

一方呂氏は本文の引用を「撲」と正しく書きつつ、これを「接近」と口語訳なさつている。つまり呂氏は「撲」を「近づくと解釈なさつたことになる。これについてはやや説明を要する。中国語の最も權威ある辞書である『漢語大字典』はこの「僕」に「打・撃」と「用力向前冲・全身伏向」という意味を掲載しており、また同様に權威ある『漢語大詞典』も「打・撃」と「向前猛冲・全身伏向」の両方の意味を掲載している。簡単に言えば、「撲」は文語では「打つ・叩く」の意であり(つまり「打撲」の撲)、口語では「突進する、突つ込む」の意で用いられる(例えば中国語で「撲地」と言えば地面に突つ伏すこと)ということなのである。中国語話者の友人に「松滋県志」のこの部分を読んでもらつてみたところ、皆様に「突進する」の意だと読んでいた。先程の王氏が「寄りかかる」と訳しておられたのもこの「向前猛冲・全身伏向」、つまり前に向かつて飛びかかるということから出てきた訳なのではなからうか。「寄りかかる」と言つても「しなだれかかる」というような寄りかかり方ではなかつたということらしい。

しかしながら私はここは「打つ・叩く」ではないかと考えている。その根拠は、この地方志『松滋県志』はこの「異聞」の条はもちろんで、書物全体も文語で書かれており、ここだけを口語で解釈するのは不自

然だ、ということである。やはり文語の「打つ・叩く」がよかるう。つまり覃さんは、この奇妙な光を見て、不審に思つて手でぽんと叩いてみた、ということなのである。これなら不思議な光る物体を見た人間のとする行動としてあり得ることだ。そしてそこからは、この光る物体が人間を搭乘させられるほどに大きなものではなく、手でぽんぽんと叩くという程度の大きさであつたことを想像させる。

五、オカルト的解釈に対する疑問

以上でやっと、『松滋県志』「異聞」の本文が確定し、UFOビリーバーによる引用上の問題点が整理できた。いよいよこのエピソードをどう解釈するかという問題に進んで行こう。覃さんの身の上には一体何が起つたのであろうか。

今調べているところだけを見るな、その前後も必ず見よ、というのは授業やゼミで学生によく言うことである。ここでも覃さんの話だけを見てはダメなのである。ではその基本を押さえて、まず本書全体の構成から見て行こう。民国本『松滋県志』、封面と内題に続いて「中華民國二十六年元月吉日付印」（民国二十六年は一九三七年）とある。巻頭には「中華民國二十五年十二月 松滋縣長王旭 叙於縣政府」という「松滋県志序」が置かれており、次に「新修松滋県志題名」として編纂に関わつた人々の名簿が置かれている。全体の章立ては次の如し。

松滋県志序

新修松滋県志題名

松滋県志序例

圖目

古蹟風景照片⁽¹⁾

松滋県全圖

松滋県略圖

松滋縣堤垸全圖

松滋縣縣城圖⁽¹⁵⁾

松滋縣志目錄⁽¹⁶⁾

卷一 記事

卷二 輿地

卷三 政典

卷四 職業

卷五 風俗

卷六 方言

卷七 人物上

卷八 人物下

卷九 雜綴

卷十 修志本末 附跋

「ご覧のとおり、本書巻頭には地図が掲載されている。誰しも気になるのは、ここで問題になっている「西岩嘴」という場所がこの地図に載っていないか、ということであろう。残念ながらどの地図を見ても「西岩嘴」は見つからなかった。但し「嘴」の字の付いた場所は存在している。この地方に限ったことではないが、「嘴」はしばしば嘴くちばしのように突出した地形に用いられる地名である。さらにこの地図には「咀」という地名も幾つか見えている。「咀」は「嘴」の異体字と考

えてよい。

先程、呂氏が「西岩嘴」を「西岩咀」に作っておられることに触れたが、この点ついて考えるならば、呂氏がうっかり書き間違えたか、或いは意図して異体字の「咀」を用いたかのいずれかであろう。県志の地図には「く嘴」「く咀」のどちらも見えているのだからどちらでもよい、と言えるのかも知れないが、しかし地図上では場所によって「嘴」と「咀」が区別されているようにも見える。¹⁷⁾ならば、問題となっている本文があくまで「西岩嘴」である以上は、わざわざ「咀」にする必要もなからう。

さて既に触れたように、この話が掲載されているのは巻九「雜綴」の中の「異聞」という条目である。巻九「雜綴」に含まれる条目は以下の如くである。

古蹟（塚墓附）
 祠祀
 藩封
 公廨
 街衢
 軼事
 異聞
 増補

この「異聞」とは不思議な話、という意味である。だから、ある意味ここにこういふ話が載っているのは当然のことである。「異聞」以外の条目は極々普通の記事であり、オカルトじみた話は当然載っていない。ここで確認しておきたいのは、この話が載っていることをあまり大

袈裟に考えない方がよいということである。つまり、正式な地方志がよい加減な話を載せているはずがない、わざわざ掲載しているのはよほどのことだったんだらう、とは必ずしも言えない、ということなのだ。沿革・地勢・産業・人物などにならんで、その土地に関わる様々なエピソードを掲載するのは、ある意味古典的形式の地方志のパターン通りなのである。そこには当然、不思議な話や民話・伝説も含まれる。現代の市町村史にも土地の民話や伝説は掲載されるものである。岡山県の歴史書に桃太郎に関することが掲載されていて、直ちに桃太郎が実在の人物であるとは言えない。先程の張氏が地方志も正史に入ると無理矢理主張なさっていたのも、地方志の史料としての權威を高めようとしたことだったようだが、その史料が公式なものであることと「異聞」の真实性とはまた別の話なのだ。

続いて、この「異聞」の内容を見てみよう。「異聞」に収録された不思議な話は全部で七つ。それぞれの末尾には、その話の典拠が割注（せりぞ）の形式で注記されている。その割注の文言を列挙するならば次の如くである（番号及び傍線は明木による）。

- 1、南史齊始興王鑑傳¹⁸⁾
- 2、談數¹⁹⁾
- 3、錄異記²⁰⁾
- 4、夢溪筆談²¹⁾

- 5、段成式西陽雜俎²²⁾ 按太和爲唐文宗年號²³⁾
- 6、覃現鳳採訪²⁴⁾
- 7、裴指南採訪 此地乃裴氏所有地。

傍線部の「採訪」とは取材、聞き取り調査の意。一見してお分かりで

ある。ここに収録されている七つのエピソードの内、五つは古典文献からの引用、残り二つは県志の作成に際して現地取材してきた話だ、ということなのである。古典文献の中から当地に関連する話を探してきて収録するのは、ある意味古典的形式の地方志の典型である。この地方にも、古典作品から松滋県に関する記述を探して来る程の学のある人物がちゃんとした、という点はさすがと言つべきであろう。問題は残る二つの「採訪」されて来たエピソードである。

ここで問題にしている覃さんのエピソードは、右の番号で6番の話である。さてここで皆さん、お気付きだろうか。この採訪した人物の姓名は「覃現鳳」である(図3)。彼の名前は「松滋県志」巻頭の「新修松滋県志題名」(編纂関係者名簿)の「採訪」のところにも載っている(図4)。そしてこのエピソードに於いて不思議な体験をした主人公も「覃某」であった。つまり同姓なのである。田舎で同姓とは、親戚であった可能性も高い。つまりこれは、組織的に広く取材・調査して得られた情報から選んだのではなく、単に身内から聞いた話を載せただけ、という事情が想像できるのである。

この推測を助けるのもう一つの採訪によるエピソードである。「裴指南採訪」の7番のエピソードだ(図5)。本文は次の如し。

縣南求雨岡北里許有廟嘴山、山下有泉、來源甚長、某年流出船橈一隻、上刻四川字、里中遂以此泉通四川也。農人以其水冷侵苗、用土封之、現淤田二三畝。民國乙丑年、大旱、堤港龜坼、數十里無水可汲、此地忽有澄水涓涓、晝夜不竭、形成一潭、深丈許、可供地方千百人之飲、亦異事也。

爲何物。吁異矣。覃現鳳採訪

新修松滋縣志題名

鄒雲階
鍾怡卿
熊士漢
覃現鳳

図4

縣南求雨岡北里許有廟嘴山、山下有泉、來源甚長、某年流出船橈一隻、上刻四川字、里中遂以此泉通四川也。農人以其水冷侵苗、用土封之、現淤田二三畝。民國乙丑年、大旱、塘港龜坼、數十里無水可汲、此地忽有澄水涓涓、晝夜不竭、形成一潭、深丈許、可供地方千百人之飲、亦異事也。裴指南採訪此地、乃裴氏所有也。

図5

亦異事也。裴指南採訪此地、乃裴氏所有也。

図6

縣南の求雨岡の北の里許りに廟嘴山有り。山の下に泉有り、來源甚だ長し。某年船橈一隻の流出す。上に四川の字を刻めば、里中遂に此の泉は四川に通ずるといすなり。農人其の水の冷たく苗を侵すを以て、土を用ゐて之を封す。現田の二三畝を淤ぐ。民國乙

丑の年（中華民國十四年、一九二五年）、大旱あり、堤港は龜
 坼し、數十里に水の汲むべき無きも、此の地は忽として澄水の涓
 涓たる有り、晝夜竭きず、一潭を形成す。深きこと又許に⁽³⁶⁾して、
 地方の千百人の飲に供すべし。亦異事なり。

これを要するに、廟嘴山の麓にあった泉から「四川」の文字を刻んだ
 船の權が流れ出た、村人はこの泉が四川に通じているんだと思った、
 そして大千魁があつた年にもこの泉は涸れず人々に水を供した、とい
 う話である。特に怪奇な現象が起こつたということではないが、一種
 の不思議として記載されたものであろう。そしてこの文末の割注に、

裴指南採訪。此地乃裴氏所有地

（裴指南採訪す。此の地は乃ち裴氏の所有の地なり）

と記されていることに注目願いたい（図6）。つまりこれも、採訪
 者自身の家の所有地にある泉の話なのであり、やはり身内から提供さ
 れた内輪の話だつたということなのである。

以上のことを考え合わせれば、これらの話が突然卑近なものに見え
 てくる気がする。摩訶不思議な超常現象、と言ふよりは、編集の過程
 で古典文献中のご当地ネタだけではなく、幾つか現在の話も入れてお
 こつたということになり、とりあえず身近なところで編集者自身の身内
 の話をそのまま書き入れた、というのが意外と実情なのではなからう
 か。少なくとも、組織的にくまなく取材して収集された話にはとても
 見えない。覃某のエピソードについては既に詳しく論じたが、この裴
 氏の泉の話にしても不審な点はある。地下水脈が四川から続いている
 この泉が旱魃の時にも涸れずに水が湧き出ていたという話ならまだ分
 かるが、船の權が途中で引つかかることもなく流れて来るほどに太い

水路が地下をずっと通っている、というのも現実には考えにくい。ま
 た權に「四川」と刻んであつたと言つが、權に住所や名前を書くとき
 ればそれは近所で紛失した時に持ち主が分かるようにするためである
 う。そこにいきなり「四川」省と書くものだろうか。尤も、実際はもつ
 と細かい地名が書かれていて、調べてみたらそれが四川省の地名だつ
 たということなのかも知れないが、しかし本文にはあくまで「上刻四
 川字」と書いてある。結局、この二つの話はいずれも額面通りそのま
 ま受け取ることはできないものである。

中華民国に入ってから編まれた『松滋県志』。その巻五「風俗」に
 は、「悪習」とか「迷信」といった条目が立てられている。ここに近
 代的な考え方の芽生えを見ることもできよう。ただ一方では、全体の
 構成は伝統的な地方志の体裁に則していることも明らかであり、民話
 や俗話に類するような非科学的な話も決して切り捨てようとはせず、
 項目を立てている（ちなみに八六年本にはそのような項目は一切ない）。
 しかし「異聞」の中心はあくまで古典文献に残るご当地の話なのであ
 る。採訪により得られた現代の話はある意味オマケのようなもので、
 編集者が身内の噂話を持ち寄ることで「異聞」に一応の体裁を整えた
 に過ぎない、という見方も可能である。覃さんが持ち寄つた覃さんの
 話、裴さんが持ち寄つた裴家の泉の話は、意外とそんなことを意味し
 ているのかも知れない。

この覃さんの事件が起こつたのが光緒六年（一八八〇年）、そして
 『松滋県志』の刊行が民国二十六年（一九三七年）である。但しこれ
 は資金不足などのために遅れた結果であり、民国十八年（一九一九）
 には基本的に編集は一度終了していたことが知られている。⁽³⁷⁾すると、

事件から出版までのタイムラグは五十年ほどあったことになる。覃さんが伝えた覃さんの話は、親が祖父の世代の話だと言ってよからう。

おじいちゃんの若い頃の話だったのかも知れない。敢えて悪意ある妄想を開陳するならば、十八日もの間家を留守にしまった覃さんが、怒った奥さんから問い詰められた挙げ句、口から出任せに不思議な光を見て千里の彼方まで飛ばされたという話をでっち上げた、それから何年も経って、折しも県志の編集を手伝っていた親戚がその話を真に受けて、これ幸いと県志に載せてしまった、或いは西岩嘴付近で語り継がれていたこの話を、与太話と知りながら民話として載録しておいた、そんな可能性もない訳ではない。「覃某」と本名がぼかされているのも、同時代或いは近い時代の実在の人物に配慮した表記だったと考えれば辻褄が合う。

ご注意願いたい。この意地悪な解釈と、覃さんは宇宙人によって運ばれたという解釈と、実は双方の確からしさに大差はない。想像の域を出ないという点では同じなのである。否、宇宙人よりよほどあり得る話だと言ってよいかも知れない。右に挙げた王氏はこのエピソードについて「言つまでもなく、覃氏が出会ったのは、空飛ぶ円盤だろつ」と書いておられた。いや、「言つまでもなく」と言えるのは、既存のUFO説話をそのまま信じて前提としているからなのであり、それを信じていない人間からすれば「言つまでもなく」などとはとても言えない。むしろこの「採訪」による二つのエピソードには、地元の人たちが協力して知恵を出し合って行った編集作業の様子が垣間見えるよくな気がする。いずれにせよ大切なのは、思い込みを排し、まず原文を正確に読み、周辺の事情も確かめつつ、様々な角度から合理的に解

釈することなのである。宇宙人の出番がなかったとしても、ロマンがないなどがっかりする必要はない。この話は、宇宙人など持ち出さずとも十分に面白いのである。

中国のUFOビリーバーの間では広く知られており、しかも未だ客観的な検証の十分行われていない事件はこれ以外にもたくさんある。今後調査を続けて行きたいと考えている。

既出一覧

古代中国にUFOは飛来していたか？

古典文献の基本的な使い方からの考察

其一

中京大学教養部『教養論叢』第42巻4号（二〇〇二年）

一、諸葛孔明の死に際して現れたUFO？ 『晋陽秋』と『三

志』、『晋書』、『宋書』

二、南京で目撃されたUFOの図？ 『呉友如画宝』、『赤燄騰空』

其二

中京大学文化科学研究『文化科学研究』第13巻2号（二〇〇二）

三、貝の化け物？ UFO？ 『夢溪筆談』、『異事』

四、蘇東坡の目撃したUFO？ 蘇軾『遊金山寺』詩

其三

中京大学文化科学研究『文化科学研究』第16巻1号（二〇〇四）

五、南京で目撃された光の正体は何だったのか？ 『呉友如画宝』

『赤燄騰空』続考

其四

中京大学文化科学研究所『文化科学研究』第17卷2号(二〇〇五)

六、異星人のもたらした中国超古代科学文明？ 丁振宗著『破解

『山海経』

注

- (1) 王矛・王敏共著『中国文化故事物語 原書房 一九九〇年。
- (2) 14 『古代中国にUFO』一五七頁。
- (3) 呂応鐘(一九四八)、台湾宜蘭の人。台湾飛碟学研究會理事で、台湾飛碟研究教父と称せられる。著作多数。近年ではUFO以外に医療系似非科学の著作がある。
- (4) 呂応鐘『UFO五千年 外星人考古學』(日臻出版社、一九九七)。
- (5) 二二二頁。
- (6) 但し著者名が「佚名」(作者不明)になっているものがあつて笑えるが、中身は確かに呂氏の文章である。
- (7) 「中国正史の中の空飛ぶ円盤誘拐事件 一八八〇年湖北省松滋県の空飛ぶ円盤誘拐事件研究」。張開基氏は「台湾飛碟学研究會」会員。この文章は本来同会のウェブサイトに掲載されていたが、サイトのリニューアルに伴い現在は「新客星站」(<http://www.thinkstar.com/thinkers/inebrate/en1880.html>) に上掲むじつがらる。
- (8) 張氏の原文は以下の如し。
 - 一、現代可載人の飛機は一九三〇年英國萊特兄弟發明的、所以這件1880年發生在中國境內的「飛碟綁架疑案」的當時、世界上還沒有任何由人類發明的快速可載人飛行物、中國當然也不會有。
 - 二、根據原文記載中的描述、這位當事人可能沒有進入「不明飛行物」的内部、只是附在外面而被意外的帶上了高空、究竟他是被「勾」住或被某種力量「吸」住、或者是當事人自己以雙手抓住了「不明飛行物」

の某些突出物？文中並未說明。但可以肯定的是，在空中飛行的時間並不長、而且「不明飛行物」内部的駕駛者對他並無惡意、這點由他最後從高空墜落下來一事可以證明、他絕非是從高空以自然落體的速度墜落地面、否則絕不可能不受傷或甚至死亡的。因此據此推斷、他落下時可能是由「不明飛行物」的駕駛者以某種力量或某種方法使他墜落的程度減緩而能安然的由高空降下地面。這點需要推敲原文中的「忽然自高墜下」一句、顯然不是「不明飛行物」刻意降到超低空、使他以不致受傷的高度如兩、三公尺高以內「拋下」的。此外、初發現時、所謂「有一物、光彩異常、五色鮮艷」而最後又能載着他飛入空中、一飛千里、顯然與長久以來傳聞中「飛碟」一樣、否則也難有更好的解釋了。

三、從地圖上來看、從湖北省的松滋縣到貴州省境(註：原文中沒有記載姓覃的農人確實降落的地點、所以只能自由心證的假設是貴州省東北方最接近湖北省的一帶)、直線的距離約五、六百公里、而原文中那位樵夫說：「……此貴州境內、去爾處千餘里矣！」。在距離上、他並沒有說錯、也不是誇張、因為中國古代是通用「華里」來計算距離、一公里等於二華里、因此五、六百公里確實等於千餘華里。

四、原文中沒有記載姓覃的農人究竟被不明飛行物載在空中飛行了多久時間才「墜下」、因此我們已經無法確知他究竟是在多少時間之內從家鄉的湖北省松滋縣境內「飛抵」貴州省境、但是、如果我們假設姓覃的農人真的是以雙手抓住「不明飛行物」的某些突出物而意外的被載往天空、那麼、以一個成年男子的體力來考量(包括他農夫的身分、應該有著壯健的體魄等因素也考慮進來)、那麼、他單靠雙手抓住一些突出物而在空中高速飛行、應該頂多只能支撐個一、二十分鐘而不可能更久。

五、如果以現代噴射客機的速度來計算、五、六百公里的距離大約需要四、五十分鐘的飛行時間、由第四點可以推想、那架「不明飛行物」的速度應該飛得比現代噴射客機的速度要快很多、但是、一個普通肉體的農人在這樣高速下暴露在外面的被載在空中飛行、如果「不明飛行物」當時的速度是時速二、三公里以上、相對的空氣阻力(風速)也必是如此、他能承受得了嗎？不會中途摔落下來嗎？

六、由第五點來推測…那架「不明飛行物」當時可能已經發現機體外

有異狀、所以並沒有全速飛行、甚至刻意的放慢速度、一方面是想擺脫這個不速之客、一方面又不想使他受到傷害、所以、最後終於讓他安全的「墜下」、只不過墜下的地點已經是距離家鄉五、六百公里之遙的貴省境內了。

七、搭乘過國際航線飛機的人就知道、一般噴射客機的巡航高度通常在三萬英尺左右、這樣高度中的氣溫可以低到攝氏零下三、四十度左右、而且氣壓甚低、空氣稀薄、一個常人在這樣的氣溫下又承受高速飛行的風速、大概不到幾分鐘之內就會因失溫而凍斃、所以依照原文的推測、姓覃的農人並沒有提到「高處不勝寒」的感覺、可見當時那架「不明飛行物」並沒有飛到高空、甚至為了無傷害性的擺脫姓覃的農人、甚至頂多只是飛到雲端的高度、大概是一千公尺以內而已。

八、不過、以上幾種推測似乎都還存在著不少疑點、很難周延的來解釋、因為如果姓覃的農人只是自己主動的抓住飛機的突出物攀附其上而隨之高速的飛往高空、不論他的身體是否能夠承受、應該都不會發生如原文中「精神惛昧、身體不能自由」的情形、是否有另一種可能、那就是「當時飛機正要起飛、而且啟動的是一種「空間轉換」的接置、姓覃的農人撲到飛機上去的時候、正好闖進了這個「空間轉換」的範圍之中、或者這架飛機為了能安全的「空間轉換」、所以外圍有一圈某種能量型態構成的無形「防護罩」、而姓覃的農人撲上飛機後、飛機的「防護罩」隨即啟動而正好將他一起包裹其中、因此他才會隨著飛機飛上空中、而且是不由自主的瞬間飛行了五、六百公里、也因此才會感到「精神惛昧、身體不能自由」、直到駕駛飛機的外星人發覺異樣而放下了他。

九、姓覃的農人從家鄉的湖北省松滋縣境內「飛抵」貴州省境、而不是飛上空中之後又回到原地、可能從湖北省松滋縣到貴州省境、此一路線原本就是飛機原定航程的其中一小段。

十、依據原文記載說到姓覃的農人最後沿路乞討返鄉、前後經過了十八天才到家、以地圖上五、六百公里的直線距離來推算、實際距離應該在七、八百公里左右、以步行的方式前進、姓覃的農人每天大約要走上三、四十公里、才能在十八天之後回到老家、這樣的步行速度及每天的腳程可以算是相當合理的。

十一、也因為他「好加在」沒有被飛機外星人趁機抓住載往外太空、也幸好沒有在數千公尺的高空摔下來成為肉餅、更沒有在高空被凍成冰棒、或者在貴州的窮山峻嶺中被野獸吃掉或迷路餓死、最後竟然還能平安返抵家門、也因此他個人的離奇遇遇才會被記載在正史的「地方志」之中；也才能為我們後世的飛機研究者留下了一段精彩的紀錄以供我們研究參考、這真的是相當難能可貴的一件個案。

十二、在此件個案中、筆者不用「不明飛行物」這名詞、反而直接認為是「飛機」、這絕非武斷的認定、因為在當時全球人類尚未發明飛機等快速載人飛行物的情形下、還有什麼東西可以將人載入高空並且在瞬間飛到數百公里遠的地方呢？如果要以靈異鬼神來解釋、那是更為荒謬的見解。而且在中國這塊大地上、非常近乎飛機的正史記載、幾千年來多不勝數、所以、認為此一事件是「飛機」所為、應該是比較接近事實的推斷。

(9) 「故宮珍本叢刊 湖北府州志」(故宮博物院編、海南出版社、二〇〇一年) 影印。

(10) 「中國地方志集成 湖北府州志輯」(江蘇古籍出版社、二〇〇一年) 影印。

(11) 「北京師範大學圖書館藏稀見方志叢刊統編」(字苑出版社、二〇〇九年) 影印。なお「稀見」は珍しい・貴重な、の意。

(12) 表紙写真は中国の古書店サイト「孔夫子旧书网」(<http://www.kongfz.com/>)より。

(13) 原文では「歸」の異体字が使われている。

(14) 「照片」は写真のこと。本書には不鮮明ながら、県内の名所旧跡の写真が掲載されている。

(15) 本書には左右見開き各一枚で計四枚、半葉の堤坑圖一枚、合わせて五枚の地図が掲載されている。「堤坑」はつつみ、堤防の意。この地方に於ける治水の重要さを示している。「縣城」は県の役所の置かれた町。当時は城壁で囲まれていたらしい。

(16) 「目録」は目次の意。

(17) 「『咀』の地名は隣り合っており、「『嘴』の地名はそこから離れた

ところにある。

- (18) 『南史』卷四十三「列伝第三十三 齊高帝諸子下」始興簡王鑑の伝。
- (19) (北宋) 龐元英撰『談藪』。但し現行の『談藪』にはこのエピソードは見えず、例えば『太平広記』卷一百六十一「感應一」の「蕭觀明」にこの話を引く。その注記に「出談藪(談藪に出づ)とあるので、民国本『松滋県志』はこれに従ったのである。同じ話は『南史』卷七三「孝義上」や『太平御覧』卷四一一「人事部・孝感」にも見えるが、『齊松滋令蘭陵蕭觀明』と明記するのは『太平広記』のみなのでこれに依ったのだと考えられる。
- (20) 『太平御覧』卷八百五「珍宝部四」の「玉下」に「録異傳曰…」としてこの話を引く。民国本『松滋県志』はこれに従ったであろう。同じ話は『太平広記』卷四四一「金下」の「江巖」にも見えるが、本文を「又邗浪於九田山、見鳥狀如雞…」に作り、「出列異録」と注記している。『太平広記』には「松滋」の地名が見えないため、民国本は『太平御覧』に従ったものように見える。
- (21) (北宋) 沈括『夢溪筆談』
- (22) (唐) 段成式『酉陽雜俎』。
- (23) 按ずるに太和は唐の文宗の年號た爲り。
- (24) 「許」は「ほど」「ばかり」の意。ここは「里許」の「」を省略した言い方で、「里ほど」の意。
- (25) 「櫓」は船を漕ぐ道具。櫓かい。「一隻」は一本の意。
- (26) ここでは泥を含んだ水が流れ込んで堆積していることを言うか。
- (27) 大千魃。
- (28) 地面が亀の甲羅のようにひび割れること。
- (29) 水の流れる様。
- (30) 「二丈許」の「」を省略した言い方で、深さが「二丈ほど」の意。
- (31) 『松滋県志』跋、及び『北京師範大学図書館蔵稀見方志叢刊統編』所収『松滋県志』解題を参照。